

## 第三者評価事業訪問調査の手順

平成19年7月19日

NPO法人 介護の社会化を進める  
一万人市民委員会宮城県民の会

(始めに)

評価調査者(主任)は、調査日一週間前までには、訪問先、訪問日時、大まかな調査スケジュール等の一日の評価調査作業の計画を評価事業所と、打ち合わせ了解を取るものとする。

作業手順は、以下の項目に沿って進める事とする。

### 1. オリエンテーション・挨拶、事業所見学等(約1時間)

- ①. 事業所関係者との顔合わせ、評価調査者の紹介、訪問調査日程、ヒアリング会場の確認。
- ②. 事業所全体の見学、見学しながら施設概要の説明を受ける。

### 2. 面接調査Ⅰ(約2時間)

「評価対象Ⅰ」を評価者全員が、代表者ほか幹部職員数名からヒアリング。

### 3. 昼食・休憩(約1時間)

### 4. 面接調査Ⅱ(約2時間半)

- ①. 「評価対象Ⅱ」を主に組織運営系の評価調査者が、代表者、事務職員等からヒアリング。
- ②. 「評価対象Ⅲ」を主に福祉系の評価調査者が、生活指導員等直接処遇職員数名からヒアリング
- ③. 利用者の認識についてヒアリング。

(注) ①. ②については、事業所の事情等で合同で行う場合がある。

### 5. 評価調査者の打合せ、評価者の合議(約1時間)

- ①. 評価者の合議により、評価を確認し記録する。
- ②. 評価調査者間で判断が分かれるもの、確認が難しいものを「再ヒアリング項目」として、確定する。

### 6. 補足調査(約30分)

- ①. 再ヒアリングを実施
- ②. 現物資料の閲覧や確認書面の追加

### 7. 終了(17:00目途)

### 8. その他

調査時間は、事業所等の規模にもよるが、原則9:00開始し、17:00までには、終了するものとする。なお各項目毎のおおよその時間配分は上記の通りとする。